

背景

地方自治法において議員の調査研究に資するために整備することが義務付けられている議会図書室について、議員の情報収集力向上、議会機能強化につなげるため、以下の取組を実施

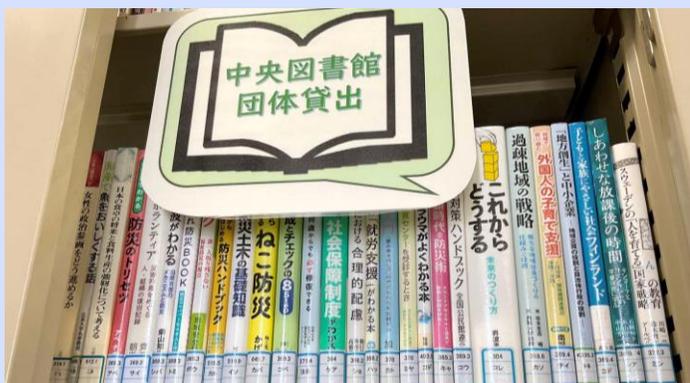
内容

(1) 浜田市立中央図書館団体貸出制度

浜田市立中央図書館と連携し、同館の「団体貸出」制度を活用し、年4回、議会図書室に市立図書館蔵書の書籍を配架する取組

【期間】1か月間（定例会議散会後の翌月）

- 【流れ】
- ①議員に貸出を希望する分野を照会
 - ②依頼のあった分野を図書館に伝達
 - ③図書館が貸出候補リストを作成
 - ④リストを議員に周知し貸出希望書籍を照会
 - ⑤事務局が図書館に行き団体貸出の手続
 - ⑥議員は10日間自宅等へ持ち出し可



(2) シェアする議会本棚

各議員が政務活動費等で購入した自身の書籍について、他の議員にも情報共有することで、全議員が共有可能な書棚として「シェアする議会本棚」を議会図書室に設ける取組

【期間】議員任期の間

- 【流れ】
- ①議員は共有可能な書籍を随時持参
 - ②事務局でリスト化し全議員へ周知
 - ③議員は10日間自宅等へ持ち出し可



その他

- ・オンライン会議に対応可能な環境として、議会図書室にパソコン等を常設
- ・「シェアする議会本棚」は運用状況を検証の上、市民への貸出しも今後検討
- ・詳細は令和6年9月の「[議会改革に関する検討結果第7回報告書](#)」を参照